

農林水産省新型インフルエンザ等
対応業務継続計画

令和3年7月
農林水産省

目 次

1. 基本的な考え方	1
1.1 目的	1
1.2 省業務継続計画の適用範囲	1
1.3 省業務継続計画の前提となる被害状況の想定	1
1.4 策定に当たっての基本方針	2
1.5 運用方針	2
1.6 他計画との関係	3
2. 実施体制	4
2.1 新型インフルエンザ等の発生に備えた体制	4
2.2 新型インフルエンザ等発生時の体制	4
2.3 事務局	5
2.4 地方機関における体制	5
3. 新型インフルエンザ等発生時における業務の継続	5
3.1 業務継続の基本方針	5
3.2 業務仕分けの考え方	6
3.2.1 強化・拡充業務	6
3.2.2 一般継続業務	6
3.2.3 発生時継続業務以外の業務	6
4. 必要な人員、物資等の確保と業務の実施方法	6
4.1 業務実施計画（人員・物資確保・実施手順等）の作成	6
4.2 対応体制別の業務実施方法の詳細	7
4.2.1 通勤・勤務方法	7
4.2.2 会議・出張等の取扱	8
4.3 人事制度上の取り扱い	8
4.3.1 発熱症状等が見られる場合	8
4.3.2 患者と濃厚接触した可能性がある場合	8

4.3.3	子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合	8
4.4	物資・サービスの確保	8
4.5	情報システムの維持	8
5.	業務継続計画の実施	9
5.1	業務継続計画の発動	9
5.2	状況に応じた対応	9
5.3	通常体制への復帰	9
5.3.1	小康期における体制及び業務の変更	9
5.3.2	新型インフルエンザ等の終息時の体制及び業務の変更	10
6.	感染対策の徹底	10
6.1	職場内での感染対策	10
6.1.1	職員による基本的衛生管理	10
6.1.2	庁舎管理	11
6.2	庁舎内等における発症者への対応	12
6.2.1	診療所における対応	12
6.2.2	感染の疑いのある者への対応	12
6.2.3	濃厚接触者への対応	12
6.3	急速な感染拡大の状態が確認された場合の庁舎管理上の措置	12
7.	業務継続計画の維持・管理等	13
7.1	関係機関等との連携・調整	13
7.2	公表・周知	13
7.3	教育・訓練	14
7.4	点検・改善	14
別紙1	新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議	15
別紙2	農林水産省〇〇〇〇対策本部	16
別紙3	新型インフルエンザ等発生時における継続業務	17

農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画

平成22年 5 月	策 定
平成23年 9 月	一部改正
平成27年10月	一部改正
平成29年 4 月	一部改正
平成30年 4 月	一部改正
令和 2 年 3 月	一部改正
令和 3 年 7 月	一部改正

1. 基本的な考え方

1.1 目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的な影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

これらを踏まえ、関係省庁においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められている。

このため、農林水産省は、新型インフルエンザ等発生時においても、省の機能を維持し必要な業務を継続するため、農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「省業務継続計画」という。）を作成し、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営並びに農林漁業・農山漁村の持続的な発展に資することとする。

1.2 省業務継続計画の適用範囲

省業務継続計画の適用範囲は、農林水産本省（以下「本省」という。）及び地方機関（農林水産省の施設等機関及び地方支分部局をいう。以下同じ。）とする。

なお、内閣府沖縄総合事務局農林水産部は、内閣府沖縄総合事務局新型インフルエンザ対応業務継続計画において、省業務継続計画との整合性を確保する。

1.3 省業務継続計画の前提となる被害状況の想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考とした場合、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、各地域ごとに流行期間（約 8 週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した職員大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に職員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、職員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には職員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

1.4 策定に当たっての基本方針

1.3 の被害状況の想定を踏まえ、以下の基本方針に基づき、新型インフルエンザ等への対応を行う。

なお、我が国における新型インフルエンザ等発生段階の区分について表 1 に示す。

- (1) 平時には、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）への参画を通じて関係省庁との緊密な連携を確保する。また、新型インフルエンザ等発生時には、政府対策本部（特措法第 15 条第 1 項の「新型インフルエンザ等対策本部」をいう。以下同じ。）において決定される基本的対処方針を踏まえ、2. 実施体制に基づき本省に設置される対策本部（以下「省対策本部」という。）において意思決定を行い、適切な対応に努める。
- (2) 国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、国民が最低限必要とする食料の安定供給の確保を図るため、新型インフルエンザ等の発生情報、感染対策その他関係する情報について、食品産業事業者等に対し迅速に情報提供するとともに、食品産業事業者等における業務継続計画の策定及び事業者間の連携を促進する。
また、農林水産省が作成した「災害時に備えた食品ストックガイド」（平成 31 年 3 月）等を活用し、各家庭における食料品の備蓄の取組を推進する。
- (3) 新型インフルエンザ等発生時には、農林水産省の業務を代替する機関がないことを踏まえ、真に必要な業務に集中して業務を継続する。
また、省の任務遂行に支障がない限りにおいて、農林水産省の職員やその家族、関係者の人命尊重の観点から、新型インフルエンザ等の発生情報、感染対策その他関係する情報を提供するとともに必要な対策を講じる。

1.5 運用方針

省業務継続計画は、全国に存在する農林水産省の全組織を対象としているが、国内発生状況・発生地域、新型インフルエンザ等ウイルスの毒性・感染性、社会の動き等を勘案し、本省及び地方機関の意思決定機関の判断の下、省業務継続計画の規定を機動的かつ柔軟に運用する。

また、新型インフルエンザ等の毒性や感染性の強さによって、省業務継続計画の発動が不要となる場合においては、その状況に応じた運用を行うよう、検討する。

1.6 他計画との関係

農林水産省では、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）に基づき、首都直下地震が発生し、当該地震が東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合において、省として業務を円滑に継続するために「農林水産省業務継続計画（首都直下地震対策）第3版」を策定している。新型インフルエンザ等と首都直下地震への対応を一本の業務継続計画とすることは合理的であるものの、両者は、被害の様態やそれを踏まえた対応が相当異なる（表2）ことから、両者、別個の業務継続計画として策定する。

表1 我が国における発生段階の区分

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態） <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

表2 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局地的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は、事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

2. 実施体制

2.1 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、「農林水産省新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成20年12月策定）（以下「省行動計画」という。）に基づき、別紙1を構成員とし、大臣官房危機管理・政策立案総括審議官を議長とする「新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議」（以下「省内連絡会議」という。）の事務局を大臣官房地方課災害総合対策室（以下「災対室」という。）に置き、事務局において、関係省庁対策会議における方針等を踏まえつつ、厚生労働省、外務省、WHO等から新型インフルエンザ等に関する国内外の情報の収集に努める。

また、新型インフルエンザ等に関する新たな知見があった場合等においては、必要に応じて省内連絡会議を開催し、省内の情報共有や、省業務継続計画の見直し等を行うこととする。

なお、議長が必要と認めるときは、省内連絡会議の構成員を追加することができる。

2.2 新型インフルエンザ等発生時の体制

省行動計画に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、政府に政府対策本部が設置された場合は、直ちに別紙2を構成員とし、農林水産大臣（又は農林水産副大臣）を本部長とする省対策本部を設置する。省対策本部の名称は、発生した感染症に応じて決定する。

なお、本部長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

省対策本部は、政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、省業務継続計画の発動等必要な対応について迅速な意思決定を図る。

また、省内連絡会議の議長は、省対策本部の決定事項等を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、省内連絡会議を開催するものとする。その際、省本部の名称に合わせて省内連絡会議の名称を変更する。

2.3 省対策本部の事務局

災対室に、省対策本部の事務局を置くこととし、政府対策本部事務局や関係省庁等との連絡調整に努める。

2.4 地方機関における体制

地方機関においても、各々の事情に応じ、意思決定等のための新型インフルエンザ等に関する対策本部等の体制を整備する。

3. 新型インフルエンザ等発生時における業務の継続

3.1 業務継続の基本方針

- (1) 省対策本部において省業務継続計画の発動が決定された場合、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）等を取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。
- (2) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する。
- (3) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- (4) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制とする。
また、新型インフルエンザ様症状のある職員等に対しては、病気休暇又は特別休暇の取得及び外出自粛を徹底するよう要請する。
- (5) 患者と濃厚接触し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第44条の3第2項の規定等に基づき外出自粛を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛を徹底するよう要請する。
- (6) 発生時継続業務の実施に当たっては、職場における感染対策を徹底するとともに、勤務体制を省業務継続計画に基づく体制に移行する。
- (7) 国内での新型インフルエンザ等が、各官署が所在する地域（通勤等の移動が、日常的に行われる範囲であって、当該官署が定める範囲をいう。以

下「官署所在地」という。本省においては首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）とする。）以外で発生した場合にあっては、当該地域の状況を勘案しつつ、各地方機関に設置された対策本部において業務継続の実施体制を判断する。

3.2 業務仕分けの考え方

新型インフルエンザ等対策業務における、発生時継続業務及び発生時継続業務以外の業務の仕分けの考え方は以下の通り。

また、具体的な発生時継続業務は、別紙3のとおりとする。

ただし、省対策本部は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ必要と認める場合は発生時継続業務を見直し・変更する。

3.2.1 強化・拡充業務

強化・拡充業務とは、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務であり、特に、事務局業務を含む緊急性を要する業務を含むものとする。

3.2.2 一般継続業務

一般継続業務とは、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

また、発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も当該業務に含むものとし、業務毎の特徴に応じ、業務の目的を達成し得る時期、時間を考慮して実施する業務とする。

3.2.3 発生時継続業務以外の業務

発生時継続業務以外の業務とは、新型インフルエンザ等発生時において、中長期的な業務など、緊急に実施することがなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務、即ち、施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の縮小又は中断がやむを得ないものとする。

4. 必要な人員、物資等の確保と業務の実施方法

4.1 業務実施計画（人員・物資確保・実施手順等）の作成

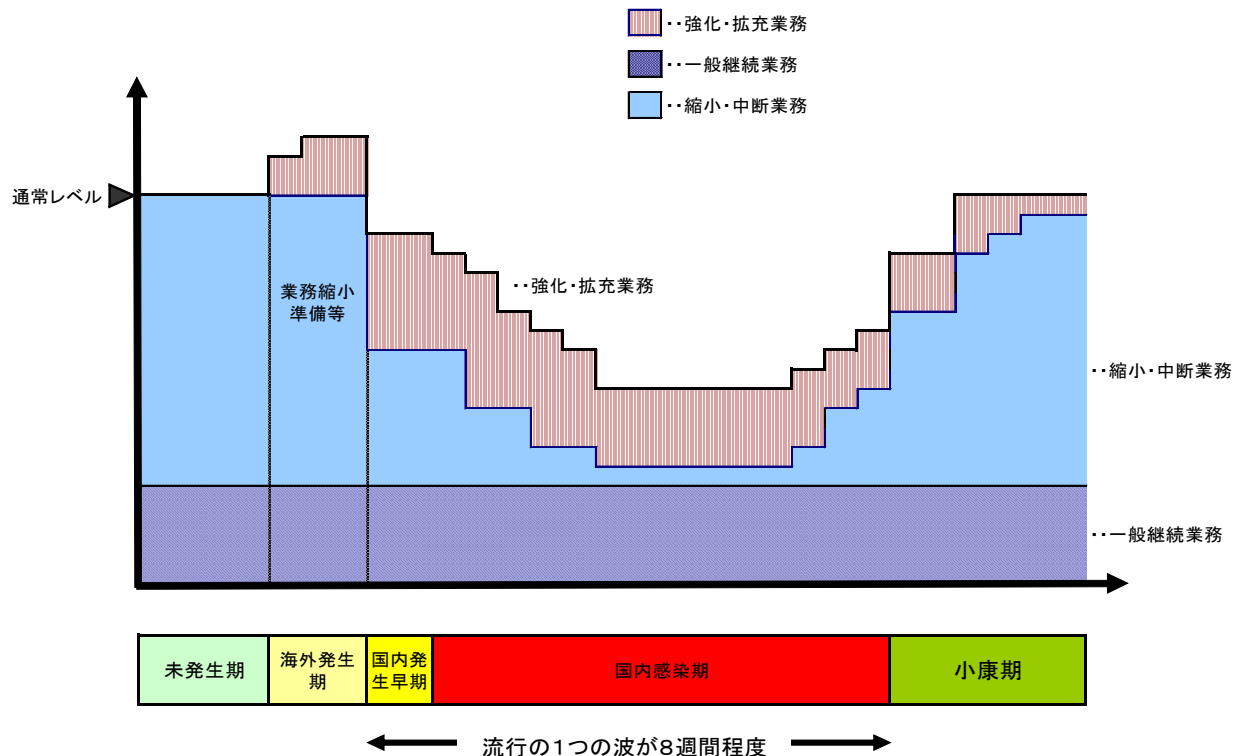
(1) 業務実施計画に基づく業務の実施

各課室の長は、予め新型インフルエンザ等発生に伴う業務体制に移行できるよう、業務内容、業務の維持目標、担当者（人員体制）、必要に応じて物資の確保や業務実施手順等を記載した業務実施計画を策定する。

発生時継続業務を担当する職員は、当該業務実施計画に従い、業務を実施する。各課室の長又はその代理者（以下「各課長等」という。）は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、必要と認める場合は業務実施計画を変更する。

なお、業務実施計画の策定に当たっては、事前に出勤困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを織り込んだ上で作成する。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ
(新型インフルエンザ等による健康被害が重篤の場合)



(2) 災害、武力攻撃事態等突発事態への対応

災害、武力攻撃等突発事態への対応は、前項及び前々項の規定によらず、策定済の計画等を優先し適用する。

4.2 対応体制別の業務実施方法の詳細

4.2.1 通勤・勤務方法

発生時継続業務の通勤・勤務体制については、以下のように実施する。

なお、通勤に当たっては、秘書課長は、必要に応じ、テレワークや時差出勤の推進など、通勤時の混雑を回避する方策を導入する。

(1) 省対策本部構成員

省対策本部構成員は、時差出勤の実施等通勤時の感染リスクを極力少なくするよう努め、感染等の状況によっては庁舎内宿泊等も検討する。省対策本部構成員及び代替要員の通勤の際は、可能な範囲で官用車を用いる。

(2) 事務局員

事務局員は、時差出勤の実施等通勤時の感染リスクを極力少なくするよう努め、感染等の状況によっては庁舎内宿泊等も検討する。事務局には、常時複数名の事務局員の勤務を確保する。

(3) その他の職員

職員は、時差出勤の実施等通勤時の感染リスクを極力少なくするよう

努め、感染等の状況によっては庁舎内宿泊等も検討する。

4.2.2 会議・出張等の取扱

多人数の参加を得て行う会議、集会、催事等については、必要性、運営方法等を改めて検討し、不要不急の会議等は開催を延期又は自粛する。

開催が必要な場合には、最小限の参加者により実施し、参加者にマスク着用、手洗い、咳エチケットを促し、対人距離の確保に努めるなど、感染機会を減らすための工夫を行う。また、ウェブ会議による開催の可否を検討する。発生地域へ出張については、必要性等を改めて検討し、不要不急の場合は自粛する。やむを得ず出張する場合は、マスクを着用するなど感染機会を減らすよう工夫する。

4.3 人事制度上の取り扱い

4.3.1 発熱症状等が見られる場合

発熱や呼吸器症状を有するなど、新型インフルエンザ等の発症が疑われ体調不良である職員は出勤せず、各課長等にその旨を報告するとともに、海外発生期又は国内発生早期であれば、帰国者・接触者相談センターに、国内感染期であれば、最寄りの医療機関で受診し、診断を仰ぐものとする。

医療機関等での受診の結果、感染症法第19条又は第46条の規定に基づく入院措置の勧告が出された場合や、同法第44条の3第2項の規定に基づき、自宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合や感染症の感染拡大の防止に必要な協力を求められた場合には、各課長等に報告のうえ、病気休暇又は特別休暇を取得する。

4.3.2 患者と濃厚接触した可能性がある場合

職員の家族等が新型インフルエンザ等になり患した場合など、患者と濃厚接触した可能性がある職員は出勤せず、速やかに各課長等にその旨報告するとともに、海外発生期又は国内発生早期であれば、帰国者・接触者相談センターに、国内感染期であれば、最寄りの医療機関で受診し、その指示に従う。

また、各課長は、当該職員が感染症法第44条の3第2項又は第50条の2第2項の規定等に基づき都道府県知事名等の文書により外出自粛等を要請された場合には、特別休暇を取得させる。

4.3.3 子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合

必要に応じて各課長等にその旨を報告する。各課長等は、職員から報告あった場合は、休暇取得や「育児又は介護を行う早出遅出」を認めるなど当該職員に配慮する。

4.4 物資・サービスの確保

業務の実施に当たり、一般的な事務機器、執務室以外の物品、サービス、手順等が必要な業務については、必要量の物品（マスク、アルコール消毒液等衛生用品含む。）の備蓄、サービスの確保・使用手順等を業務実施計画に盛り込む。また、宿泊する職員のため、生活に必要な物資（食料品、生活必需品等）の調達についても検討する。

4.5 情報システムの維持

業務継続のために必要とされる情報システムの維持については、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が生じた場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定されるため、事業者とも調整しつつ、必要に応じ措置を講じる。

5. 業務継続計画の実施

5.1 業務継続計画の発動

政府対策本部において、新型インフルエンザ等が国内発生早期を宣言した場合、省対策本部を開催し、省業務継続計画の発動を決定する。

省対策本部での省業務継続計画の発動を受け、以下の方針に従い、業務を実施する。

(1) 強化・拡充業務の実施

初動の段階で開始した強化・拡充業務については、予め定めた業務実施計画に従い、引き続き実施する。

ただし、各課長等は、新型インフルエンザ等発生時の状況に応じ、必要と認める場合は業務実施計画の内容を変更する。

(2) 一般継続業務の実施

一般継続業務については、予め定めた業務実施計画に従い、必要となった時点で実施する。

ただし、各課長等は、新型インフルエンザ等発生時の状況に応じ、必要と認める場合は業務実施計画の内容を変更する。

(3) 発生時継続業務以外の業務の実施

発生時継続業務以外の業務については、各課長等の判断により、各官署所在地での発生確認後、状況を見ながら必要に応じて縮小・中断する。実施手順が定められている場合は、その手順に従う。

5.2 状況に応じた対応

新型インフルエンザ等の初期段階(海外発生期、国内発生早期)においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染性が不明である可能性が高いことから、毒性が強く重篤化する場合を想定し、省対策本部の決定により、強化・拡充業務を開始するとともに、業務実施計画による業務態勢に移行することの準備を進める。

5.3 通常体制への復帰

5.3.1 小康期における体制及び業務の変更

政府対策本部が、小康期に入ったことを宣言した場合、勤務体制を以下のように変更する。

(1) 省対策本部の変更

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、基本的には、省対策本部は、通常体制への移行を検討する。

(2) 事務局の変更

事務局長又はその代理者は、事務局員のうち常時1名以上が交代で事務局の業務に従事する体制とする。事務局の業務に従事しない者は、新

型インフルエンザ等発生前の勤務体制とする。

(3) 地方機関における変更

省対策本部の変更に準じ変更を行うこととするが、地方機関の通常体制の移行のタイミングについては、地域的な流行状況等を踏まえ、検討する。

(4) 業務の実行に関する変更

発生時継続業務以外の業務のうち、各課長等が必要と判断する業務については、業務を再開する。当該業務の実施に必要な職員については、発生時継続業務の実施に支障がない範囲において、各課長等が当該業務への従事を命ずる。

5.3.2 新型インフルエンザ等の終息時の体制及び業務の変更

府県対策本部が、新型インフルエンザ等の流行の終息を宣言した時点（又は府県対策本部が解散した時点）で、勤務体制を以下のように変更する。

(1) 省対策本部

省対策本部を解散する。

(2) 事務局

省対策本部の解散に伴う処理業務を実施し、通常体制に移行する。

(3) 地方機関

省対策本部の変更に準じ、地域での感染状況を勘案しつつ変更を行う。

(4) 業務の実行

発生時継続業務のうち、業務を終了するものについては、処理業務を実施のうえ、終了する。その他の発生時継続業務については、新型インフルエンザ等発生前の体制により実施する。発生時継続業務以外の業務は、原則として業務を再開する。

6. 感染対策の徹底

6.1 職場内での感染対策

6.1.1 職員による基本的衛生管理

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、農林水産省の職員は以下の衛生管理を行い、感染対策に努めることとする。

(1) 咳エチケット

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合には、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュはすぐにゴミ箱に廃棄し、手や腕でくしゃみを押さえた場合には、直ちに手洗い又はアルコール消毒液等による手指衛生を実施する。

(2) マスク着用

他者への感染の機会を減らすため、マスクの着用に努める。

なお、マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。

(3) 手洗い

職員は、外出からの帰宅後や不特定多数の者が触るような場所を触れた後には手洗いやアルコール消毒液等による手指衛生を実施し、本人及び周囲への接触感染の予防に努める。

また、感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒を行う場合には、手袋を着用し、手袋を外した後は手洗い又はアルコール消毒液等による手指衛生を実施する。

(4) 対人距離の保持

職員は、出来る限り不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場へ行かない等対人距離の保持に努める。

執務室においては、各課長等の指示に従い、対人距離が原則2メートル以上保持されるよう職員の使用する机の位置等を工夫する。対人距離が確保できない場合は、マスク着用を励行するとともに衝立等を用いるなど、飛沫の拡散が極力抑えられるよう工夫する。

(5) 職場の清掃・消毒

職員は、通常のコleaningに加え、半日に一度以上、机、ドアノブ、受話器、スイッチ、テーブル等複数の人が触れる可能性がある場所のアルコール消毒液等によるふき取り消毒を実施する。

(6) 家庭等での感染対策

職員は、家庭等での感染対策として、以下の対応に努める。

- ① 手洗い、うがいなどの感染対策を実施し、家族等への感染対策に努める。
- ② 出勤前、帰宅後の体温測定などの健康状態の確認に努める。

6.1.2 庁舎管理

(1) 庁舎における衛生措置

- ① 消毒・衛生関連用品の緊急的な調達を実施する。
- ② 執務室等の清掃の強化、トイレ等の衛生対策の強化を行う。
- ③ 庁舎内の主要箇所アルコール消毒液等を設置する。
- ④ 秘書課厚生担当と緊密に情報を共有する。

(2) 庁舎内の食堂及び売店等における衛生措置

- ① 食堂及び売店等に対し、従業員の基礎的衛生管理（手洗い、マスク着用、うがい等）の徹底を指示する。
- ② 食堂及び売店等に対し、利用者が手洗いでできるよう、店舗入り口に消毒液を設置するよう指示する。
- ③ 職員等に感染が確認された場合には、必要に応じて、一時的な営業停止も含めた営業形態や食事の提供方法等の変更に係る指示があり得ること、また、保健所から消毒の命令があり得ることを、食堂及び売店等の

各店舗にあらかじめ伝達する。

6.2 庁舎内等における発症者への対応

6.2.1 診療所における対応

省内診療所は、時間を定め、発熱患者とその他の患者について受診待ち区域を分けるなど、院内感染対策を強化し、インフルエンザ様症状を有する職員等の対応を行う。また、会議室等に一時待機（隔離）させる又は必要に応じ帰国者・接触者相談センターの指定する病院に直接搬送するなど、適切な対応を行う。なお、新型コロナウイルス感染症等の診療所では診察できない感染症が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターの指示を受け対応する。

6.2.2 感染の疑いのある者への対応

- (1) インフルエンザ様症状等を有する者は、診療所等に電話にて症状等を説明し、診療所の指示に従い、マスクを着用し、対人距離を十分保った上で、診療所、会議室等他の職員への感染拡大を防止できる場所に移動する。
- (2) インフルエンザ様症状等を有する者が自力で指定の会議室等に移動できない場合は健康管理者は、指名する職員に、マスク、手袋、ゴーグルなど個人防護具を装着させ、感染の疑いのある者にマスクを着用させた上で診療所、会議室等への移動を援助する。
- (3) 健康管理担当者は、海外発生期、国内発生早期であれば帰国者・接触者相談センターに、国内感染期であれば病院・診療所に連絡し、対応を確認する。
- (4) 確認の結果、医療機関への搬送を指示された場合は、救急車、医療機関の搬送車等での搬送を基本とするが、搬送に省の車両を使用する場合は、マスクなど個人防護具を装着した職員が運転に当たる。車両の使用後は、運転に当たった職員が、感染の疑いのある者が触れた場所を中心に消毒を行う。
- (5) 診療所及び健康管理者は、海外発生期、国内発生早期に庁舎内において集団的な発生が疑われると判断した場合は、帰国者・接触者相談センターに発生状況等を連絡し、対応について相談する。

6.2.3 濃厚接触者への対応

インフルエンザ様症状等を有する者と同じ職場で勤務するなど、濃厚接触した可能性がある職員については、各課長等は、診療所等の指示に従い、感染拡大防止のため原則自宅待機を命ずるものとする。

6.3 急速な感染拡大の状態が確認された場合の庁舎管理上の措置

(1) 急速な感染拡大が確認された場合の庁舎管理上の措置

- ① 庁舎の管理を担当する者（以下「庁舎管理担当者」という。）は、職員及び業務遂行上必要な来庁者、庁舎管理上最低限必要な業者以外の入館を原則として禁止する。
来庁者及び業者が入館する場合は、入場許可区域にのみ入館させる

等立入場所を制限する。物品の引き渡し等を行う場合も、入場許可区域内で行う。

- ② 庁舎管理担当者は、感染保護具・消毒機器等の保管場所を確認し、必要な準備を行う。

(2) 各官署庁舎内において感染者が確認された場合の庁舎管理上の措置

- ① 庁舎管理担当者は、職員及び庁舎管理上最低限必要な業者以外の入館を原則として禁止する。入館に当たっては、予め定めた入場許可区域のみ入館を認める。物品の引き渡し等を行う場合も、予め定めた入場許可区域内で行う。
- ② 庁舎管理担当者は、予め定めた必要最小限の庁舎出入口のみを使用に供する。使用しない庁舎出入口は、閉鎖する。
- ③ 庁舎管理担当者及び健康管理担当者は、庁舎出入口に設置した指定の場所において来庁者に対して検温を実施し、発熱症状がある者については入館させない。
また、入館する者は、入館前にマスクを装着するとともに、手指衛生を実施する。
- ④ 庁舎管理担当者は、意思決定に関わる者が会議する場所及びその周辺として予め指定された管理区域（例：本館3階中央部等）への事務局員等以外の者の入場を制限する。
- ⑤ 庁舎管理担当者は、庁舎内の共有スペースにある階段の手すり、トイレの蛇口・流水レバー・便座・公用車等複数の人が触れる可能性がある場所を主体に必要と考えられる場所の消毒を実施する。

(3) 各官署庁舎内において感染者が確認された場合の食堂及び売店等に対する措置

庁舎内の食堂及び売店等の管理を担当する者は、必要に応じて、一時的な営業停止も含めた営業形態や食事の提供方法等の変更に係る指示を行う。また、保健所から店舗の消毒を命じられた場合、食堂及び売店等に対して消毒作業を受け入れるよう指示する。

7. 業務継続計画の維持・管理等

7.1 関係機関等との連携・調整

省業務継続計画の実施に当たっては、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営を図るため、業務遂行上関係する他の府省、地方公共団体その他の関係機関と連携を確保する。

7.2 公表・周知

省業務継続計画は、農林水産省における新型インフルエンザ等に対する対応を定めるものであるが、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないこととなる。このため、新型インフルエンザ等発生時には、国民及び事業者等への影響も生じることが考えられるため、省業務継続計画を公表するとともに、広く周知を図り、理解を求める。

7.3 教育・訓練

事務局は、職員に対し、省内のネットワークシステムを活用して省業務継続計画の周知を徹底するとともに、省業務継続計画に基づき業務の継続が円滑に行われることを確認するため、定期的な教育・訓練に努めることとする。

訓練に当たっては、

- ① 欠勤率が最大 40%程度と想定されていること
- ② 庁舎内で発症者が出た場合の関係機関への連絡等
- ③ 外来者等不特定多数の者と接触する場合の対応等

の観点が必要なことを踏まえ実施する。なお、訓練を行う際には、予め実施を予告することや実施中である旨を掲示する等により業務に支障が生じないように留意して行う。

7.4 点検・改善

事務局は、人事異動等に伴う情報の更新状況、物資の調達等の情報更新の状況、教育・訓練の実施状況等について定期的に関係部局の取組状況の点検・確認を行う。この結果、必要な場合には、適切な実施を確保するため改善を指導する。

また、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、定期的な点検・確認を実施したことにより必要と認められた場合等には、省業務継続計画を見直すものとする。

別紙 1

新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議 構成員

議長	大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
議長代理	大臣官房地方課長
構成員	災害総合対策室長
	報道官
	秘書課長
	文書課長
	予算課長
	政策課長
	広報評価課長
	環境バイオマス政策課長
	参事官（経理）
	新事業・食品産業部食品製造課長
	統計部管理課長
	消費・安全局総務課長
	輸出・国際局総務課長
	農産局総務課長
	畜産局総務課長
	経営局総務課長
	農村振興局総務課長
農林水産技術会議事務局研究調整課長	
林野庁林政課長	
水産庁漁政課長	

命を受けて構成員に充てられた官職の事務の一部を掌理する者がある場合にあっては、議長は構成員にその者を加え、又は構成員をその者に代えることができる。

農林水産省〇〇〇〇対策本部 構成員

本部長	農林水産大臣
本部長代理	農林水産副大臣 農林水産副大臣
副本部長	農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官
本部長補佐	事務次官
本部員	農林水産審議官 大臣官房長 大臣官房総括審議官 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 大臣官房技術総括審議官 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 報道官 大臣官房統計部長 消費・安全局長 輸出・国際局長 農産局長 畜産局長 経営局長 農村振興局長 農林水産技術会議事務局長 林野庁長官 水産庁長官

新型インフルエンザ等発生時における継続業務

1 強化・拡充業務（特に緊急性を要する業務）

強化・拡充業務のうち以下に掲げる業務は国内発生後直ちに実施する。

- (1) 省対策本部及び省内連絡会議の運営に係る業務（事務局業務）
- (2) 新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等対策に関する政府対策本部、関係省庁等との連絡調整に係る業務（事務局業務）
- (3) 省の新型インフルエンザ等対策に関する情報の収集及び提供（個別の業務に関するものを除く）に係る業務（事務局業務）
- (4) 新型インフルエンザ等へのり患防止に関する職員の衛生管理に係る業務
- (5) 新型インフルエンザ等へのり患防止に関する庁舎管理に係る業務
- (6) 各課室の連絡調整に係る業務

2 強化・拡充業務（可及的速やかに実施すべき業務）

強化・拡充業務のうち以下に掲げる業務は、原則として、国内発生後可及的速やかに実施する。ただし、官署所在地で発生した場合は、職員の衛生管理・庁舎設備管理に関する業務を優先させた上で実施する。また、国民への食料の供給に関する業務については、必要に応じ、特に緊急性を要する業務として実施する。

- (1) 国民、事業者等への情報提供に関する業務
 - ① 報道対応に係る業務
 - ② 省 Web サイト、SNS の運営に係る業務
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延防止に関する以下の業務
 - ① 農林漁業者・団体、食品産業事業者等への注意喚起（感染対策の励行）に係る業務
 - ② 病原体の同定・解析に関する連絡調整に係る業務
 - ③ 海外の家畜におけるインフルエンザ発生状況の確認に係る業務
 - ④ 動物検疫の実施に係る業務
 - ⑤ 国内における家畜伝染病発生時の防疫対応に係る業務
 - ⑥ 退避邦人等が利用する宿泊施設の確保に係る業務
 - ⑦ 病原体の検査体制強化への協力に係る業務
- (3) 国民への食料の供給に関する以下の業務
 - ① 国民への食料の供給に関する全体統括業務（事務局業務）
 - ② 海外における食料及び生産資材の需給関連情報の収集・分析・提供に係る業務
 - ③ 国内における食料及び生産資材の需給関連情報の収集・分析・提供に係る業務
 - ④ 食品産業事業者等への要請（食料品供給量の確保等）に係る業務
 - ⑤ 消費者への要請（適切な行動の確保、食料品の安全性に関する情報提供等）に係る業務
 - ⑥ 応急用食料等の供給に関する体制整備、供給可能量の把握、調達及び輸送体制の調整、供給の実施
 - ⑦ 米穀等の備蓄の管理・供給に係る業務
 - ⑧ 食料品の価格の監視及び統制に係る業務
 - ⑨ 食料品の流通量の調整及び統制に係る業務

- ⑩ 農林水産業・食品産業における外国人受入れ状況の把握に係る業務
- (4) 農林漁業者・食品産業事業者等の経営支援に関する業務
 - ① 農林漁業者・食品産業事業者等の経営への影響に関する情報収集に係る業務
 - ② 相談窓口の設置、緊急融資等支援措置の実施に係る業務（日本政策金融公庫による融資含む）
 - ③ 農協系統金融機関の重要業務の確保及び利用者保護の措置に係る業務

3 一般継続業務

以下に掲げる業務については、業務毎の特徴に応じ、業務の目的を達成し得る時期、時間等を考慮して業務を実施する。

(各局庁共通)

- (1) 補助金・委託事業の採択・支払に係る業務
- (2) 農林水産物、木材等の輸出入、関税、国際協定に関する連絡調整に係る業務
- (3) 災害対策に係る業務
- (4) 武力攻撃事態等への対応に係る業務
- (5) 各種法令等に基づく手続に係る業務
- (6) 文書の接受・施行等に係る業務 (7) 予算・決算、税制、組織・定員、会計検査対応に係る業務
- (8) 国会関係対応に係る業務

(新事業・食品産業部)

- (1) 中央卸売市場の業務規程の制定・変更の認可に係る業務
- (2) 商品先物市場の市場管理、委託者（消費者）の財産に関する業務

(消費・安全局)

- (1) 食品安全の危機管理に係る業務
- (2) 重要病害虫及び指定有害動植物等に対する防除措置の検討・実施に係る業務
- (3) 輸入禁止対象病害虫等に対する防疫体制の検討・整備に係る業務
- (4) 植物検疫の実施に係る業務
- (5) 動物用医薬品の安定供給に係る業務

(農産局)

- (1) 主要食糧の買入れ・販売に関する業務
- (2) 国家貿易に係る主要食糧の輸入に係る業務

(経営局)

- (1) 農業者年金の給付に係る業務
- (2) 農業共済事業に係る損害評価の審査、農業経営収入保険事業及び農業共済事業の再保険金の支払に係る業務（※再保険金の支出負担行為、歳入・歳出事務を含む）

(農村振興局)

- (1) 農地関係法令に基づく許認可等に係る業務
- (2) 国営土地改良事業の実施に係る業務

(林野庁)

- (1) 国有林野事業の業務の実施に係る業務
- (2) 保安林の指定・解除に係る業務

(水産庁)

- (1) 漁船の安全に係る情報収集及び情報伝達業務
- (2) 漁業取締りに係る業務

- (3) 指定漁業の許認可制度に係る業務
- (4) 特定大臣許可漁業の許可制度に係る業務
- (5) 冷凍まぐろ類の輸入に係る確認書の発行業務
- (6) 漁船保険事業及び漁業共済事業に係る被害の把握、再保険金等の支払業務

(省の業務継続に関する事項)

- (1) 緊急に必要な物品・役務等の調達に係る業務
- (2) 業者請求に対する支払に係る業務
- (3) 官庁会計システムの対応に係る業務
- (4) 警備等強化・拡充業務以外の庁舎管理に係る業務
- (5) LANシステムの保守・管理に係る業務
- (6) 電話交換に係る業務
- (7) 官用車運転等用度に係る業務
- (8) 人事の発令に係る業務
- (9) 職員給与等の支払に係る業務
- (10) 職員退職者等の年金請求・支払に係る業務
- (11) 農林水産省診療所の運営支援（管理）に係る業務
- (12) 職員食堂・売店の運営の支援（管理）に係る業務
- (13) 職員の服務規律に関する業務